

[判例研究]

少年法61条の禁止する推知報道と名誉・プライバシー訴訟における比較衡量 — 長良川リンチ殺人事件報道損害賠償請求事件最高裁判決

松 井 修 視

Case Comment : Balancing the Purpose of Article 61 of Juvenile Law
against Freedom of Expression Interest in Libel and Privacy Suits

MATSUI, Shuji

最高裁2003（平成15）年3月14日第二小法廷判決
(平成12(受)1335号損害賠償請求事件)
(民集57巻3号229頁)

【本案の概要】

被上告人（第1審の原告）は、19歳であった1994年9月から10月にかけて、成人又は他の少年らと共に謀し、連続して犯した殺人、強盗殺人、死体遺棄等の4つの事件により起訴され、刑事裁判を受けている刑事被告人である。

上告人（第1審の被告）は、「週刊文春」を発行している株式会社であり、上記事件の第1審公判中、1997年7月発売の同誌上に、「『少年犯』残虐」「法廷メモ独占公開」等の表題で、事件の被害者の両親の思いと法廷傍聴記等を中心とした記事を掲載した。この記事には、被上告人について、仮名を用いて、法廷での様子、犯行態様の一部、経歴や交友関係等を記載した部分があった。

本件は、被上告人が、この記載部分につき、「推知報道」を禁止する少年法61に違反し、同被告人の名誉・プライバシーを侵害するものとして、損害賠償を求めた事件である。これに対し、第1審判決（名古屋地裁1999（平成11）年6月30日判決・判例時報1688号151頁）及び控訴審判決（名古屋高裁2000（平成12）年6月29日判決・判例時報1736号35頁）は、推知報道の基準について若干の考え方の違いはあるものの、当該記事（第1審及び控訴審でいう「本件記事二」）を指す。以下、単に「本件記事」という（解説においても同じ。）につき本人推知が可能であるとして、上告人の不法行為責任を認定し、いずれも30万円の損害賠償を認めた。

最高裁判決は、原判決の内容につき、本件記事は少年法61条が禁止する「推知報道」に当たらないとし、また、被上告人に対する名誉・プライバシー侵害については、違法性阻却事由の有無に関して、被侵害利益ごとに個別具体的な比較衡量を行わなかったとして、上告人の敗訴部分を破棄し、原審に差し戻した。

【判旨】

破棄差戻

「2 原審は、次のとおり判示し、被上告人の損害賠償請求を一部認容すべきものとした。

(1) 本件記事で使用された仮名 A' は、本件記事が掲載された当時の被上告人の実名 A と類似しており、社会通念上、その仮名の使用により同一性が秘匿されたと認めることは困難である上、本件記事中に、出生年月、出生地、非行歴や職歴、交友関係等被上告人の経歴と合致する事実が詳細に記載されているから、被上告人と面識を有する特定多数の読者及び被上告人が生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者は、A' と被上告人との類似性に気付き、それが被上告人を指すことを容易に推知できるものと認めるのが相当である。

(2) 少年法61条は、少年事件情報の中の加害少年本人を推知させる事項についての報道（以下「推知報道」という。）を禁止する規定であるが、これは、憲法で保障される少年の成長発達過程において健全に成長するための権利の保護とともに、少年の名誉、プライバシーを保護することを目的とするものであり、同条に違反して実名等の報道をする者は、当該少年に対する人権侵害行為として、民法709条に基づき本人に対し不法行為責任を負うものといわなければならない。

(3) 少年法61条に違反する推知報道は、内容が真実で、それが公共の利益に関する事項に係り、かつ、専ら公益を図る目的に出でた場合においても、成人の犯罪事実報道の場合と異なり、違法性を阻却されることにはならず、ただ、保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却され免責されるものと解するのが相当である。

(4) 本件記事は、少年法61条が禁止する推知報道であり、事件当時18歳であった被上告人が当該事件の本人と推知されない権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益の擁護が強く優先される特段の事情を認めるに足りる証拠は存しないから、本件記事を週刊誌に掲載した上告人は、不法行為責任を免れない。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 原判決は、本件記事による被上告人の被侵害利益を、(ア) 名誉、プライバシーであるとして、上告人の不法行為責任を認めたのか、これらの権利に加えて、(イ) 原審が少年法61条によって保護されるとする「少年の成長発達過程において健全に成長するための権利」をも被侵害利益であるとして上記結論を導いたのか、その判文からは必ずしも判然としない。

しかし、被上告人は、原審において、本件記事による被侵害利益を、上記(ア)の権利、すなわち被上告人の名誉、プライバシーである旨を一貫して主張し、(イ)の権利を被侵害利益としては主張していないことは、記録上明らかである。このような原審における審理の経過にかんがみると、当審としては、原審が上記(ア)の権利の侵害を理由に前記結論を下したものであることを前提として、審理判断をすべきものと考えられる。

(2) 被上告人は、本件記事によって、A' が被上告人であると推知し得る読者に対し、被上告人が起訴事実に係る罪を犯した事件本人であること（以下「犯人情報」という。）及び経歴や交友関係等の詳細な情報（以下「履歴情報」という。）を公表されたことにより、名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたと主張しているところ、本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれも被上告人の名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくない被上告人のプライバシーに属する情報であるというべきである。そして、被上告人と面識があり、又は犯人情報あるいは被上告人の履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事が被上告人に関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、被

上告人についてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない。

したがって、上告人の本件記事の掲載行為は、被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいて是認することができる。

なお、少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきところ、本件記事は、被上告人について、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が記載されているものの、被上告人と特定するに足りる事項の記載はないから、被上告人と面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるととはいえない。したがって、本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない。

(3) ところで、本件記事が被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によって上告人に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきものである。すなわち、名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合において、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があるとき、又は真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、不法行為は成立しないのであるから(最高裁昭和37年(オ)第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁参照)，本件においても、これらの点を個別具体的に検討することが必要である。また、プライバシー侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優先する場合に不法行為が成立するのであるから(最高裁平成元年(オ)第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁)，本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。

(4) 原審は、これと異なり、本件記事が少年法61条に違反するものであることを前提とし、同条によって保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却されると解すべきであるが、本件についてはこの特段の事情を認めることはできないとして、前記(3)に指摘した個別具体的な事情を何ら審理判断することなく、上告人の不法行為責任を肯定した。この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。この趣旨をいう論旨第一点の二は理由があり、原判決中上告人の敗訴部分は破棄を免れない。

そこで、更に審理を尽くさせるため、前記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」

(裁判長裁判官 北川弘治 裁判官 福田 博 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷 玄 裁判官 滝井繁男)

【解説】

1. 少年法61条の趣旨と推知報道の禁止

少年法61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のときに犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であ

ることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と規定している。これは、同22条2項の「審判の非公開」とともに、少年事件について「非公表の原則」を定めたものであり、少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護し、これらのことを通じて過ちを犯した少年の更生を図ろうとするもので、広く刑事政策的な観点に立つものであるといわれる^(注1)。犯罪者を特定する犯罪報道は、それによってもたらされる社会的偏見によって、本人の更生を妨げ、特に、可塑性に富む少年に対する弊害は大きい。また、この規定には、模倣犯の防止、歪んだヒロイズム助長の防止等の趣旨が含まれ、さらに、社会の寛容がその基礎にあることも指摘されている^(注2)。同規定は、今日、このような観点から、罪を犯した少年が、「当該事件の本人であること」を知られないよう、「推知報道」を禁止したものと考えられる。

少年法61条が保護する少年等については、「家庭裁判所の審判に付された少年」又は「少年のときに犯した罪により公訴を提起された者」となっているが、この規定は、家庭裁判所の審判に付される以前の捜査段階にも準用される。また、規制内容については、「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真」が禁止されることになっているが、「氏名」以下に掲げられている文言は例示であり、これは、少年が「当該事件の本人であること」を推知されない趣旨を説明したものといわれる。「新聞紙その他の出版物に掲載」のこの部分については、報道媒体はテレビ、ラジオ、コンピュータを使った各種の通信等を含むとされ、「掲載」は、テレビやラジオなど口頭によるものも対象にしていると解される^(注3)。

さらに、少年法61条は、違反に対する制裁規定を欠いている。これは、憲法21条の表現の自由を尊重し、報道機関の自主性に委ねたものといわれる^(注4)。

2. 本件最高裁判決の特徴と意義

これまで、少年法61条の適用が問題となった事件には、本件の第1審及び控訴審判決の他、大阪地裁1999（平成11）年6月9日判決（判例時報1679号54頁）及び大阪高裁2000（平成12）年2月29日判決（判例時報1710号121頁）がある。大阪地裁判決では、少年の犯罪行為を記事とし、その実名、顔写真を掲載したことが違法であるとして、同記事の発行元等に、名誉毀損による損害賠償責任が認められた。これに対し、同事件の控訴審である上記大阪高裁判決は、表現の自由との調整において、「少年法61条の存在を尊重しつつも、なお、表現行為が社会の正当な关心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならない」^(注5)として、損害賠償責任を認めた原判決を取り消した。

この大阪高裁判決（上告取り下げ、確定）と本件の控訴審である名古屋高裁判決は、時期を同じくしながらも、少年法61条の解釈においてはかなりの温度差を見せている。名古屋高裁判決は、一步踏み込んで、少年法61条の保護する名誉・プライバシー権を、憲法の保障する少年の「成長発達権」（成長発達過程において健全に成長するための権利）^(注6)に根拠づけ、推知報道による人権侵害の責任を問う構成をとったのに対し、大阪高裁はむしろ「表現の自由」に配慮し、損害賠償責任を認めた大阪地裁の判決を否定した。この結果、両高裁のこのような判断の違いは、人々の注目を本件最高裁判決へ集めることになった。

しかし、名古屋高裁において展開された、少年法61条の趣旨を憲法上の「成長発達権」に基盤づけて、少年の名誉・プライバシー権を保護し「推知報道」を禁止しようとするこの考え方方に、最高裁は今回言及することはなかった。その理由としては、「原審が少年法61条によって保護さ

れるとする『少年の成長発達過程において健全に成長するための権利』をも被侵害利益であるとして上記結論を導いたのか、その判文からは必ずしも判然としないこと、及び被上告人がこの権利を原審において主張しなかったこと^(注7)、をあげている。このことから、本件最高裁判決は、少年法61条の問題に真正面から取り組むことをせず、「肩すかし」の判決になったとも評される^(注8)。

この最高裁判決は、しかし、少年法61条の下で推知報道となる基準を明らかにし、また、少年犯罪報道による名譽・プライバシー権侵害の場合の違法性阻却事由の有無等の審査につき、個別具体的な比較衡量の必要性を説くなど、犯罪報道を担う報道機関等にとって重要な指摘を行なっている。

以下、少年法61条の推知報道の基準、違法性阻却事由の審査の際の比較衡量の必要性等の順番で、本判決の論点を整理する。

3. 本件最高裁判決の示す推知報道基準

最高裁判決は、少年法61条が禁止する推知報道について、「少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべき」であるとし、本件記事については、「被上告人について、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が記載されているものの、被上告人と特定するに足りる事項の記載はないから、被上告人と面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない。」^(注9)としている。ここでは、繰り返しになるが、「不特定多数の一般人」による推知を、少年法61条に違反する推知報道の基準としている。

これに対して、第1審判決は、本件記事に記載された「仮名及び経歴等により、原告が大阪、木曾川及び長良川事件の犯人であることを面識のある不特定多数の読者は容易に推知できると認めることができる。」として、「面識のある不特定多数の読者」による推知を、推知報道の基準としている^(注10)。また、控訴審判決は、この点につき、「1審原告と面識を有する特定多数の読者並びに1審原告が生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者」による推知を想定し^(注11)、仮名及び経歴等による推知がこれらの者によって容易なことを認め、第1審判決の「面識のある不特定多数の読者」に「原告が生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者」を加え、当該記事から原告と推知が可能な者の範囲を広げて、控訴審の推知報道基準としている。

第1審判決及び控訴審判決の推知報道基準は、最高裁の推知報道基準にくらべ、少年犯罪を伝える出版社又は報道機関にとっては、かなり厳しいものとなっている。なぜなら、本件の場合、原告と面識のある不特定多数の読者や生活基盤を共通にする地域社会の不特定多数の読者にとっては、たとえ記事の中に直接原告と推知できるような情報がなかったとしても、本人推知が可能となるからである。この場合、出版社や報道機関による少年犯罪記事は、すべて少年法61条の禁止する推知報道に該当する可能性が大となり、同規定による一律的な表現の自由の制約が問題となってくる。

ただ、最高裁判決は、一方で、「判旨」3(2)に見るように、控訴審の認定した被上告人に対する名譽・プライバシー侵害を是認しており^(注12)、同判断の前提となる被上告人の被侵害者としての本人推知性は上記のようにかなり広く、また、他方で、前記大阪高裁判決のように実名による報道の場合も、損害賠償請求を認められないということになると、少年法61条違反となる推知性の認定に、いかほどの意味があるのか、非常にわかりにくくなっているように思われる。

とはいえる、本件最高裁判決は、少年法61条の推知報道基準、特に仮名等の場合の推知者として対象となる者の基準を「不特定多数の一般人」とし、より明確化したところに十分な意義がある。

4. 本件最高裁判決の示す違法性阻却事由審査における比較衡量

最高裁判決は、上記の「判旨」3(3)において、「本件記事が被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によって上告人に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審査し、個別具体的に判断すべきものである。」^(注13)とする。これは、原審が上告人（週刊文春）の掲載記事を少年法61条の禁止する推知報道に当たると認め、そのことを前提に、同不法行為成立の違法性阻却事由につき何ら個別具体的な事情を審理判断することなく、被上告人の損害賠償請求を一部認容したことに対し、最高裁の見解を述べたものである。

この最高裁の見解は、名誉毀損・プライバシー訴訟において従来裁判所がとってきた判断方法を確認したものであるが、本件記事については、少年法61条の禁止する推知報道ではないとなつたため、このような判断の仕方となったのであろうか。今回、最高裁が、本件記事を少年法61条に違反する推知報道に当たらないとしたために、本件控訴審で議論となった少年の「成長発達権」に基盤におく少年法61条解釈と同法に違反する少年犯罪報道の不法行為責任をどう新たに構成するかは、課題として当面据え置かれことになったといえるかもしれない。

しかし、他方、実名と顔写真が月刊誌に掲載された前期大阪高裁判決において、少年法61条の存在を尊重しつつも、「表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならないと解するのが相当である。」^(注14)とし、そこにおける違法性阻却事由の有無について、積極的に個別具体的な判断を試みているものが存することは、注目に値する。大阪高裁判決のこのような判断方法は、基本的には、本件最高裁判決の少年に対する名誉・プライバシー侵害と少年法61条に違反する推知報道とは切り離して考えるという立場と通底するものがあり、また、違法性阻却事由審査における比較衡量重視ともつながっている。

今後、少年犯罪報道による名誉・プライバシー侵害の裁判所による審査は、少年法61条違反の場合でも、不法行為責任上の違法性阻却事由を同61条が新たに根拠とする権利（例えば、少年の成長発達権）によって一律に排除する方法ではなく、違法性阻却事由のより丁寧で具体的な審理という方向で、進んで行くようにも思われる。この意味では、本件最高裁判決の上記比較衡量に関する示唆が大変重要な意味を持つと考えられる。最高裁は、「判旨」3(3)で明記しているように、本件につき、違法性阻却事由の審査を行う場合において、名誉毀損に関しては、「公共の利害」「公益を図る目的」「真実性」「真実相当性」につき個別具体的に検討し、プライバシー侵害に関しては、「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該反抗行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的な利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」^(注15)と指摘している。このような審査方法の確認と実行によれば、本件における差戻審は、大阪高裁の判断の仕方に極めて近くなるようにも思われる。

5. 少年犯罪報道訴訟の今後のゆくえ

少年犯罪報道訴訟は、将来的には、少年の「成長発達権」を十分に理解し、少年法全体のあり方をふまえて新たなパラダイム転換的な発想にもとづく報道のあり方を構築する方向と、表現の自由、報道の自由に注意深く配慮した違法性阻却事由のより精緻な基準づくりの方向が、双方ともに生きるような場となっていかなければならないと考える。

なお、本件最高裁判決に関しては、2004（平成16）年5月12日に、差戻し後の名古屋高裁判決（判例時報1870（平成16年12月1日）号29頁）がでた。同判決は、最高裁判決の主旨に沿って、名誉毀損及びプライバシー侵害の違法性阻却事由の有無を個別具体的に審査し、控訴人には名誉毀損・プライバシー侵害の不法行為は認められないとして、原判決中の控訴人敗訴の部分を取り消した。そこで違法性阻却事由の判断基準は、これまで判例で示されてきたものである^(注16)。

（注1）田宮裕・廣瀬健二『注釈少年法（改訂版）』（有斐閣 1998年）431頁。

（注2）廣瀬健二「少年法61条で禁じられる推知報道の判断基準」法学教室277号（2003年）103頁、松尾浩也「少年非行の現状と少年法制の課題」ジュリスト960号（1990年）15頁。

（注3）少年法61条の「適用範囲」「規制内容」等については、さしあたり、田宮裕・廣瀬健二前掲書432～433頁参照。

（注4）同 433ページ参照。

（注5）判例時報1710号123頁。

（注6）判例時報1736号43頁

（注7）判例時報1825号66頁

（注8）飯室勝彦「事件報道に大きな影響を与える長良川事件・最高裁判決―少年の身元推知をめぐって」法学セミナー582号（2003年）107頁。

（注9）判例時報1825号66頁。

（注10）判例時報1688号157頁。

（注11）判例時報1736号42頁。

（注12）判例時報1825号66頁。

（注13）同

（注14）判例時報1710号122頁。

（注15）判例時報1826号66頁。

（注16）名誉毀損については、最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、プライバシー侵害については、最高裁平成6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁を参照。

*なお、この差戻し後の名古屋高裁判決は、本稿執筆中には目を通すことができなかった。
できれば、別の機会に取り上げることにしたい。

<参考文献>

子どもの人権と少年法に関する特別委員会/子どもの権利に関する委員会編『少年事件報道と子どもの成長発達権』（現代人文社 2002年）

松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのである』（日本評論社 2000年）

服部朗・佐々木光明『ハンドブック少年法』（明石書店 2000年）

田島泰彦・新倉修『少年事件報道と法』（日本評論社 1999年）

田宮裕・廣瀬健二『注釈少年法（改訂版）』（有斐閣 1998年）

田藤重光・森田宗一『新版少年法（第二版）』（有斐閣 1984年）

広瀬健二「少年法61条で禁じられる推知報道の判断基準」法学教室277号（2003年）103頁

飯室勝彦「事件報道に大きな影響を与える長良川事件・最高裁判決―少年の身元推知をめぐって」

法学セミナー582号（2003年）107頁

服部朗「少年事件報道と人権」、新倉修・横山実『少年法の展望』（現代人文社 2000年）所収

白取祐司「少年事件の報道と少年法」法律時報70巻8号30頁

松尾浩也「少年非行の現状と少年法制の課題」ジュリスト960号（1990年）15頁